参考表 リコールに関する経済産業省への報告のルールの変更点(「リコールハンドブック 2019」)

	変更前のルール(リコールハンドブック 2010)		変更後のルール(リコールハンドブック 2019)	
	項目	該当箇所	項目	該当箇所
製品リコー	報告事項 9 項目	109、111 ページ	報告事項 10 項目	128、131 ページ
ル開始の報			報告事項に「本件にかかるリコール保険利用の有無(損保会社名とリコー	
告書			ル保険の名称を記述)」を追加	
製品リコー ル進捗状 況の報告 書	リコールの実施状況については、関係行政機関等と調整の	110、112ページ	リコールの実施状況については、電子メールで、リコール開始後1年目は3	132 ページ
	上、定期的(例えば1か月ごと)に報告する。報告の頻度につ		ヶ月毎、2年目以降は6ヶ月毎に報告します。	
	いては、危害の重篤度等に応じて柔軟な対応をする必要が			
	あります。			
	「進捗率」(報告する 7 項目のうち 5 番目)	110、112ページ	報告する 7 項目のうち 5 番目は、「実施率(残存率を反映した補正実施	129 、132 、133
			率を記述する場合は、実施率と補正実施率を併記し、補正実施率の算	ページ
			出に利用した推計モデルの引用先も記述すること。)」に改定された	
製品リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書	(リコールの終了の判断等も報告する必要があります。	112 ページ	次のような基準を満たした案件について、リコール実施状況の進捗報告を	133~135 ペー
	リコールの終了判断については、リコール実施率の状況を評		終了とします。	ジ
	価し、設定した実施期間を考慮しながら判断することになりま		<進捗報告終了の基準>リコール開始からリコール要因による製品事故	
	すが、事業者においては、事故の発生する可能性はないと説		が発生していない期間が3年以上経過していること。	
	明できることが必要です。リコールを終了する場合、その判断		上記に加え、下記①、②のいずれかの条件を満たしてください。	
	についても報告します。		① リコール実施率、もしくは市場残存率を反映した補正実施率が 90%を	
	リコールの終了判断については、リコール実施率の状況を評		超えていること。	
	価し、設定したリコール実施期間を考慮しながら判断すること		② リコール実施事業者の努力にも関わらず、リコール実施率が頭打ち状	
	になりますが、事業者においては、事故の発生する可能性が		態に達し2年間経過していること。	
	限りなくゼロに近いと合理的に説明できることが必要です。)			
			進捗報告終了に際しては、「自己評価報告書」を経済産業省製品安全	
	リコールの進捗報告終了のための自己評価報告書の規定は		課に提出し、確認を受けてください。なお、製品寿命が短い、例えば低価	
	ない。		格な雑貨や日用品等については、リコール実施期間も相対的に短期間	
			で済むケースも考えられ、製品事故の重篤度も個別案件によって大きく異	
			なることから、進捗報告の頻度や終了は必要に応じて検討しますので、ご	
			相談ください。	